優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を十八億千九百九十九万九千九百九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和六年十二月四日付官報の号外第二百八十二号六十二頁に掲載されています。

令和七年五月二十六日

東京都港区南青山四丁目二一番二六号リュエル青山Ｃ棟Ｂ一細谷総合会計事務所内

ＫＩＣあきる野特定目的会社

取締役　細谷晋一郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億六千三百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年五月二十六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＤＣＶ１特定目的会社

取締役　鈴木　伸也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億七千九百七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月二十一日

掲載頁　八十頁（号外第二四五号）

令和七年五月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

ジェイロジスティック特定目的会社

取締役　吉岡　淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億八千五百九十五万円減少し、優先出資七千七百十九口を一口につき五万円をもって有償消却し、消却に要する金額を三億八千五百九十五万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二十七日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月二十三日

掲載頁　八十頁（号外第一七四号）

令和七年五月二十六日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

Ｙｕｒｉ特定目的会社

取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金九億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00054

令和七年五月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・イワキ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金四億四千八百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000346/1fz0/

令和七年五月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　辻堂ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十億四千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月九日

掲載頁　六十七頁（号外第一〇三号）

令和七年五月二十六日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

Ｍ＆Ｃ　Ｓａｋｕｒａ特定目的会社

取締役　中村　武

非出資組合への移行の公告

当組合は、令和七年五月十八日開催の臨時総会の決議により、定款を変更して非出資組合に移行することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年五月二十六日

三重県多気郡多気町相可四六五番地の一

櫛田川河川漁業協同組合

代表理事　森山　清男

正　誤

ページ	段	行	誤	正
四二四	四	改正後欄終りから第一号	の二第一号	

（原稿誤り）

令和七年四月一日（号外特第十号）農林水産省告示第五百十七号（昭和四十七年農林省告示第二千二百三十一号等の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

一九七	四	改正後欄終りから第六条	〃	(一)・(二)
		改正後欄終りから五	(一)～(五)	
		改正前欄	〃	(一)

令和六年六月二十八日（号外第百五十六号）公布国土交通省令第六十八号（脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令）

（原稿誤り）

一一七	一九	改正後欄終りから一二	若しくは構造	若しくは構造

令和七年一月二十九日（号外第十七号）国土交通省告示第五十三号（建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

一七	一二	改正後欄終りから一二	雨水の侵入等	雨水の浸入等

令和七年五月七日官庁報告欄法務省告示配第十五号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

九ページ三段終りから二〇行目から一八行目までを削除する。